

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 30 年 5 月 31 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1701262 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1800040 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 47 年 10 月 10 日から昭和 48 年 6 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。前職の B 社 C 部在籍中に同社を設立し、退職後すぐに社会保険の加入の届出を行った。請求期間の厚生年金保険料は納付していると思うので、調査の上、A 社における厚生年金保険被保険者の資格取得年月日を昭和 47 年 10 月 10 日に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社に係る閉鎖登記簿謄本によると、同社は昭和 47 年 9 月 25 日に設立され、請求者が請求期間において同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、事業所記号等索引簿によると、A 社は、昭和 48 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、昭和 48 年 6 月 1 日の新規適用日に A 社にて厚生年金保険被保険者資格を取得している 6 名 (請求者を除く。) のうち 3 名は既に亡くなっており、2 名は所在が確認できず、住所の確認できた一人は昭和 48 年 6 月以降に勤務した旨回答している。

さらに、A 社に係る閉鎖登記簿謄本により確認できる取締役 4 名 (請求者を除く。) のうち 3 名 (請求者が、厚生年金保険の適用等の申請を行った者として名前を挙げた者を含む。) は既に亡くなっており、残る一人は所在が確認できないことから、これらの者に照会することができない。

加えて、A 社の事業主である請求者は、請求期間当時の給与明細書、賃金台帳及び源泉徴収簿等を保有しておらず、請求者の請求期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。